



2021年11月12日

各位

会社名 長谷川香料株式会社
 代表者名 取締役社長 海野 隆雄
 (コード番号 4958 東証第1部)
 問合せ先 取締役兼専務執行役員 中村 稔
 (TEL. 03-3241-1151)

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の改定について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

改定の内容 変更部分に下線を付しております。

改定前	改定後
第1章 第1条 (コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)	
当社は、上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス(法令順守)の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図る。	当社は、上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図る。
第2章 第3条 (株主総会)	
5. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、 <u>招集通知の一部(狭義の招集通知、参考書類)を英訳し当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト</u> で開示する。	5. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、 <u>招集通知を英訳し当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト</u> で開示する。
第3章 第10条 (社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)	
(追加)	当社は、 <u>サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、社会の持続可能性に配慮した事業活動を推進する。</u>
(追加)	2. 当社は、 <u>CSR方針を定め、イノベーションで事業機会を捉えつつ、責任ある調達、環境負荷低減、人権労働、品質安全などサステナビリティへの取り組みを強化し、リスク管理を徹底する。また、社会の一員として各ステークホルダーとの信頼関係を構築・強化し、社会が抱える課題を香りの技術を使って解決することで豊かな社会づくりに貢献する。</u>

<p>当社は、かけがえのない地球を未来に引き継ぐことが人類共通の重要課題であることを認識し、総合香料メーカーとしての全ての事業活動において地球環境保全に配慮して行動することを環境理念として定め、環境保全に対する姿勢を明確にする。</p> <p>また、環境安全活動方針を定め、全社の方針を基に各事業所で具体的な方針と施策を実施する。環境安全活動方針は年1回見直しを行い、継続的な改善を進める。</p> <p>2. 当社は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、地球環境問題に配慮した事業活動を推進するとともに、周辺地域環境への対応・対策にも取り組む。</p>	<p>3. 当社は、かけがえのない地球を未来に引き継ぐことが人類共通の重要課題であることを認識し、総合香料メーカーとしての全ての事業活動において地球環境保全に配慮して行動することを環境理念として定め、環境保全に対する姿勢を明確にする。</p> <p>また、環境安全活動方針を定め、全社の方針を基に各事業所で具体的な方針と施策を実施する。環境安全活動方針は年1回見直しを行い、継続的な改善を進める。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第4章 第13条 (情報開示の充実)</p>	
<p>3. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、英語版のホームページを開設し、<u>招集通知の一部（狭義の招集通知、参考書類）</u>、<u>決算短信の一部（サマリー情報、連結財務諸表）</u>、決算説明会資料、FACT BOOK 等の IR 資料の英語版をホームページで開示する。</p>	<p>3. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、英語版のホームページを開設し、招集通知、決算短信、決算説明会資料、FACT BOOK、<u>プレスリリース等の IR 資料やサステナビリティに関する情報等の英語版をホームページで開示する。</u></p>
<p>第5章 第21条 (後継者計画)</p>	
<p>当社は、業務の執行並びに取締役会や戦略会議等重要会議への出席を通じた経営への参画経験等により、代表取締役社長の後継者を計画的に育成し、取締役会は、その状況を監督する。</p>	<p>当社は、業務の執行並びに取締役会や戦略会議等重要会議への出席を通じた経営への参画経験等により、代表取締役社長の後継者を計画的に育成し、取締役会は、<u>任意の指名委員会の助言を受け、その状況を監督する。</u></p>

以上